

お取引時の確認についてのご協力のお願い

法律（犯罪による収益の移転防止に関する法律）の改正により平成25年4月1日から、それまでの本人確認に加えてお取引を行う目的等についても確認させていただくことになりました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

確認事項		通常の取引	ハイリスク取引 ※1	
①	本人特定事項 (個人) 氏名、住所、 生年月日 (法人) 名称、所在地	以下の本人確認書類		
		個人	・運転免許証、 運転経歴証明書 ・健康保険証 ・住民基本台帳カード (氏名、住居、生年月日の 記載のあるもの) ・旅券(パスポート) など	通常の取引に際して 確認した書類 + 上記以外の 本人確認書類
		法人	・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 など	
②	取引を行う目的	申告	同 左	
③	職業(個人)	申告	同 左	
	事業内容(法人)	定款・登記事項証明書 など		
④	実質的 支配者 ※2	該当の有無	申告	株主名簿、有価証券報告書 など
		本人特定事項	申告	本人確認書類
⑤	資産及び 収入の状況 ※3	/		(個人) 源泉徴収票、確定申告書、 預金通帳 など (法人) 貸借対照表、損益計算書 など

※1 「ハイリスク取引」とは、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引をいいます。

※2 「実質的支配者」とは、25%を超える議決権を有する者等をいいます。

※3 「ハイリスク取引」で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限りです。

○ 確認が必要な取引

- ・ 預金口座の開設、定期積金等の新規取引
- ・ 200万円を超える大口現金取引
- ・ 10万円を超える振込 など